

# 6 医療

## (1) 医療機関

### ○医療法

医療施設の開設等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
1	第5条第2項	往診医師等に対する報告命令、診療録等の提出命令	総合支庁	0	法律上は保健所を設置する市の事務  No2,3,5,6,9,14のうち、病院に係る一部事務は特例条例により山形市に移譲済み(当該事務は、山形市の中核市移行に伴い、新たに任意移譲事務として追加されたもの)		人口10万人以上の市(山形市は一部済)
2	第7条第1項	診療所等の開設許可	総合支庁	101			
3	第7条第2項	開設許可事項に係る変更許可	総合支庁	198			
4	第8条	診療所等開設の届出の受理	総合支庁	88			
5	第8条の2第2項	診療所等の休止等の届出の受理	総合支庁	5			
6	第9条	診療所等の廃止等の届出の受理	総合支庁	27			
7	第12条第1項	開設者以外の者による診療所等の管理の許可	総合支庁	0			
8	第12条第2項	2か所以上の病院等の管理の許可	総合支庁	19			
9	第15条第3項	エックス線装置設置等の届出	総合支庁	283			
10	第18条	病院等の専属薬剤師配置免除の許可	総合支庁	2			
11	第24条第1項	施設の使用制限命令等	本庁	0			
12	第25条第1項	施設の開設者等に対する報告命令、施設への立入検査	総合支庁	428			
13	第25条第2項	施設の開設者等に対する診療録等の提出命令	総合支庁	5			
14	第27条	病院等の施設の使用許可	総合支庁	85			
15	第28条	診療所等の管理者の変更命令	本庁	0			
16	第29条第1項	開設許可の取消し、閉鎖命令等	本庁	0			
17	第29条第2項	開設許可の取消	本庁	0			
18	第30条	弁明の機会の付与	本庁	0			

### ○医療法施行規則

医療施設の開設等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
19	第9条の15の2	病院に宿直の医師を置かないことの認定	総合支庁	0			人口10万人以上の市

### ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

結核指定医療機関等の指定等に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
20	第38条第2項	結核指定医療機関又は薬局の指定	本庁	32	医師等医療に関する専門的知識を有する職員の確保を要する。	法律上は指定都市、中核市の事務  地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市
21	第38条第7項	結核指定医療機関又は薬局に対する指導	本庁	0			
22	第38条第8項	結核指定医療機関の指定の辞退の受理	本庁	20			
23	第38条第9項	結核指定医療機関又は薬局の指定の取消	本庁	0			

## (2) 薬事

### ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (略称:医薬品医療機器等法)

薬局・医薬品販売業・医療機器販売業の許可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
24	第4条第1項	薬局開設の許可	総合支庁	38	No.70.71.72.74 医薬品医療機器等法施行令第1条の4、第1条の5、第1条の6、第1条の7、第1条の8の許可証の交付に関する事務も移譲の対象となる。	移譲に当たっての条件等: 薬剤師等薬学に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	人口10万人以上の市
25	第4条第4項	薬局開設の許可更新	総合支庁	94			
26	第7条第3項	薬局の管理者業兼務の許可	総合支庁	8			
27	第10条	薬局に係る休廃止等の届出の受理	総合支庁	2,106		備考: 卸売販売業、登録販売者以外の事務について、法律上は保健所を設置する市の事務	
28	第12条第1項	薬局製剤製造販売業の許可	総合支庁	2	No.63.64 医薬品医療機器等法施行令第4条、5条、第6条、第7条、第8条の許可証の交付に関する事務も移譲の対象となる。		
29	第12条第2項	薬局製剤製造販売業の許可更新	総合支庁	6			
30	第13条第1項 第13条第2項	薬局製剤製造業の許可	総合支庁	2	No.66.67 医薬品医療機器等法施行令第11条、第12条、第13条、第14条、第15条の許可証の交付に関する事務も移譲の対象となる。		
31	第13条第3項	薬局製剤製造業の許可更新	総合支庁	6			
32	第13条第6項	薬局製剤製造業の区分の変更・追加許可	総合支庁	0			
33	第14条第1項	薬局製剤製造販売の承認	総合支庁	0			
34	第14条第13項	薬局製剤製造販売承認の一部変更承認	総合支庁	0			
35	第14条第14項	薬局製剤製造販売承認の軽微変更届の受理	総合支庁	0			
36	第14条の9第1項	薬局製剤製造販売届出の受理	総合支庁	0			
37	第19条第1項	薬局製剤製造販売業者の休廃止等の届出の受理	総合支庁	3			
38	第19条第2項	薬局製剤製造業者の休廃止等の届出の受理	総合支庁	3			
39	第26条第1項	店舗販売業の許可	総合支庁	37	No.70.71.72.74 医薬品医療機器等法施行令第4条、5条、第6条、第7条、第8条の許可証の交付に関する事務も移譲の対象となる。		
40	第34条第1項	卸売販売業の許可	総合支庁	5	No.70.71.72.74 医薬品医療機器等法施行令第4条、5条、第6条、第7条、第8条の許可証の交付に関する事務も移譲の対象となる。		
41	第28条第3項	店舗販売業の管理者兼務の許可	総合支庁	0			
42	第35条第3項	卸売販売業の管理者兼務の許可	総合支庁	0			
43	第36条の8第2項	登録販売者の登録	総合支庁	178			
44	第38条	医薬品の販売業の休廃止等の届出	総合支庁	656			
45	第39条第1項	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可	総合支庁	36	No.70.71.72.74 医薬品医療機器等法施行令第4条、5条、第6条、第7条、第8条の許可証の交付に関する事務も移譲の対象となる。		
46	第39条第4項	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可更新	総合支庁	43			
47	第39条の3	管理医療機器の販売業及び貸与業の届出	総合支庁	209			
48	第40条第1項	高度管理医療機器の販売業及び貸与業の休廃止等の届出	総合支庁	291			
49	第40条第2項	管理医療機器の販売業及び貸与業の休廃止等の届出	総合支庁	155			
50	第68条の8	再生医療等製品に関する指導及び助言	本庁	0			

51	第69条第1項	薬局製剤製造販売業者等に対する報告の徴収、立入検査又は質問	総合支庁	7	No.75.76 医薬品医療機器等法施行規則第244条の理由の通知に関する事務も移譲の対象となる。
52	第69条第2項	薬局開設者、医薬品の販売業者(県外配置販売業を除く)、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者に対する報告の徴収、立入検査又は質問	本庁 総合支庁	640	
53	第69条第4項	病院、診療所、薬局開設者、医薬品の販売業者(県外配置販売業を除く)、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者に対する立入検査、質問、収去	総合支庁	0	
54	第70条第1項	医薬品等を業務上取り扱う者に対する医薬品等の廃棄等の措置の命令	本庁	0	
55	第70条第2項	廃棄等の命令に従わない者に対する即時廃棄、即時回収等	本庁	0	
56	第72条第4項	薬局開設者、医薬品販売業者、医療機器販売業者、再生医療等製品の販売業者に対する構造設備の改善命令	本庁	0	
57	第72条の2	薬局開設者又は店舗販売者に対する業務体制の整備命令	本庁	0	
58	第72条の4第1項	薬局開設者、医薬品の販売業者、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者の命令違反に対する改善措置の命令	本庁	0	
59	第72条の4第2項	薬局開設者、医薬品の販売業者、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者の条件違反に対する改善措置の命令	本庁	0	
60	第73条	薬局開設者、医薬品の販売業者、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者に対する管理者の変更命令	本庁	0	
61	第75条第1項	薬局開設者、医薬品の販売業者・貸与業者、再生医療等製品の販売業者の許可の取消命令	本庁	0	No.64.67 医薬品医療機器等法施行令第7条第2項、第14条第2項、第14条、第47条の返納許可証の受理も移譲の対象となる。
62	第75条第2項	薬局開設者、医薬品の販売業者、医療機器販売・賃貸業者の許可取り消し処分に係る厚生労働省への具申	本庁	0	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載
63	第76条	薬局開設者、医薬品の販売業者・貸与業者、再生医療等製品の販売業者の許可の更新の拒否に係る通知並びに弁明及び証拠の提出の機会の付与	本庁	0	

○医薬品医療機器等法施行令  
薬局・医薬品販売業・医療機器販売業の許可等  
に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
64	第5条第4項	薬局製剤製造販売業の許可証の書換え交付	総合支庁	0	No.27 医薬品医療機器等法第12条第1項の許可に伴う事務		人口10万人以上の市
65	第6条第4項	薬局製剤製造販売業の許可証の再交付	総合支庁	0	No.27 医薬品医療機器等法第12条第1項の許可に伴う事務		
66	第7条第2項	薬局製剤製造販売業の許可証の返納の受理	総合支庁	0	No.60 医薬品医療機器等法第75条第1項の許可の取消命令に伴う事務		
67	第12条第4項	薬局製剤製造業の許可証の書換え交付	総合支庁	0	No.29 医薬品医療機器等法第13条第2項の許可に伴う事務		
68	第13条第5項	薬局製剤製造業の許可証の再交付	総合支庁	0	No.29 医薬品医療機器等法第13条第2項の許可に伴う事務		
69	第14条第2項	薬局製剤製造業の許可証の返納の受理	総合支庁	0	No.60 医薬品医療機器等法第75条第1項の許可の取消命令に伴う事務		
70	第14条	薬局開設者、医薬品の販売業者、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者の許可取り消し処分に係る返納された許可証の受理	本庁	0	No.60 薬機法第75条第1項の許可の取消命令に伴う事務	移譲に当たっての条件等： 薬剤師等薬学に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	
71	第44条第1項	薬局開設者、医薬品の販売業者（県外配置販売業を除く）、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者の許可証の交付	総合支庁	116	No.23,38,39,44 医薬品医療機器等法第4条第1項、第26条第1項、第34条第1項、第39条第1項の許可に伴う事務	法律上は保健所を設置する市の事務	
72	第45条第1項	薬局開設者、医薬品の販売業者（県外配置販売業を除く）、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者の許可証の書換え交付	総合支庁	37	No.23,38,39,44 医薬品医療機器等法第4条第1項、第26条第1項、第34条第1項、第39条第1項の許可に伴う事務		
73	第46条第1項	薬局開設者、医薬品の販売業者（県外配置販売業を除く）、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者の許可証の再交付	総合支庁	2	No.23,38,39,44 医薬品医療機器等法第4条第1項、第26条第1項、第34条第1項、第39条第1項の許可に伴う事務		
74	第46条第3項	薬局開設者、医薬品の販売業者（県外配置販売業を除く）、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者の返納された許可証の受理	総合支庁	0	No.60 医薬品医療機器等法第75条第1項の許可の取消命令に伴う事務		
75	第48条	医薬品の販売業者（県外配置販売業を除く）、高度管理医療機器販売業・貸与業、再生医療機器等製品販売業の許可台帳の作成	総合支庁	116	No.23,38,39,44 医薬品医療機器等法第4条第1項、第26条第1項、第34条第1項、第39条第1項の許可に伴う事務		

○医薬品医療機器等法施行規則  
薬局・医薬品販売業・医療機器販売業の許可等  
に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
76	第244条	薬局開設者、医薬品の販売業者、医療機器販売・貸与業者、再生医療等製品の販売業者に対する報告の徴収に係る理由の通知	本庁 総合支庁	0	薬剤師等薬学に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
77		報告の徴収に係る理由の通知（薬局製剤製造販売業・製造業に係るもの。）	総合支庁	0	No.52,53,54 医薬品医療機器等法第69条第1項～第3項の報告の徴収等に伴う事務		

○毒物及び劇物取締法

毒物劇物販売業・業務上取扱者等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
78	第4条第1項(販売業に係るものに限る。以下同じ。)	毒物劇物営業の登録	総合支庁	41	薬剤師等薬学に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
79	第4条第3項	毒物劇物営業の登録更新	総合支庁	97			
80	第6条の2第1項	特定毒物研究者の許可	総合支庁	2			
81	第7条第3項(第22条第4項で準用する場合を含む。)	毒物劇物取扱責任者の設置(変更)の受理	総合支庁	40			
82	第10条第1項	毒物劇物営業者の設備等の変更等の届出の受理	総合支庁	82			
83	第10条第2項	特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出の受理	総合支庁	2			
84	第15条の3(第22条第4項で準用する場合を含む。)	廃棄物の回収その他の措置命令	本庁	0			
85	第18条(第22条第4項及び第5項で準用する場合を含む。)	販売業者等に対する報告の徴収、立入検査、質問又は収去	総合支庁	194			
86	第19条第1項	設備の基準適合命令	本庁	0			
87	第19条第2項	設備の基準適合命令に違反した営業者の登録の取消	本庁	0			
88	第19条第3項(第22条第4項で準用する場合を含む。)	毒物劇物取扱責任者の変更命令	本庁	0			
89	第19条第4項	営業者及び特定毒物研究者の登録(許可)の取消又は業務停止	本庁	0			
90	第20条第2項	登録・許可の取消し等に係る聴聞の期日等の公示	本庁	0			
91	第21条第1項	営業者等に係る特定毒物の品名等の届出の受理	総合支庁	0			
92	第22条第1項	業務上取扱者の氏名等の届出の受理	総合支庁	0			
93	第22条第3項	業務上取扱者に係る事業の廃止等の届出の受理	総合支庁	2			
94	第22条第6項	業務上取扱者に係る毒物劇物取扱責任者設置業務違反等に対する措置命令	本庁	0	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載		

### (3) 医療関係 免許

#### ○医師法施行令

##### 医師免許に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
95	第3条	厚生労働大臣に提出する免許の申請の受理	本庁	104			全市町村
96	第5条第2項	厚生労働大臣に提出する登録事項の変更の申請の受理	本庁	24			
97	第6条第1項	厚生労働大臣に提出する登録の抹消の申請の受理	本庁	12			
98	第8条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の書き換え交付申請の受理	本庁	23			
99	第9条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の再交付申請の受理	本庁	3			
100	第9条第5項	再交付後の発見に係る免許の返納の受理	本庁	0			
101	第10条第1項	厚生労働大臣に提出する抹消に係る免許の返納の受理	本庁	10			
102	第10条第2項	厚生労働大臣に提出する取消処分に係る免許の返納の受理	本庁	0			

#### ○歯科医師法施行令

##### 歯科医師免許に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
103	第3条	厚生労働大臣に提出する免許の申請の受理	本庁	9			全市町村
104	第5条第2項	厚生労働大臣に提出する登録事項の変更の申請の受理	本庁	1			
105	第6条第1項	厚生労働大臣に提出する登録の抹消の申請の受理	本庁	4			
106	第8条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の書き換え交付申請の受理	本庁	2			
107	第9条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の再交付申請の受理	本庁	1			
108	第9条第5項	再交付後の発見に係る免許の返納の受理	本庁	0			
109	第10条第1項	厚生労働大臣に提出する抹消に係る免許の返納の受理	本庁	3			
110	第10条第2項	厚生労働大臣に提出する取消処分に係る免許の返納の受理	本庁	0			

#### ○薬剤師法施行令

##### 薬剤師免許に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
111	第1条	厚生労働大臣に提出する免許の申請の経由	本庁	62			全市町村
112	第3条第2項	厚生労働大臣に提出する登録事項の変更の申請の経由	本庁	33			
113	第4条第1項	厚生労働大臣に提出する登録の消除の申請の経由	本庁	3			
114	第5条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の書き換え交付申請の経由	本庁	32			
115	第6条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の再交付申請の経由	本庁	5			
116	第6条第5項	再交付後の発見に係る免許の返納の経由	本庁	0			
117	第7条第1項	厚生労働大臣に提出する消除に係る免許の返納の経由	本庁	0			
118	第7条第2項	厚生労働大臣に提出する取消処分に係る免許の返納の経由	本庁	0			

○理学療法士及び作業療法士法施行令

理学療法士等免許に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
119	第1条	厚生労働大臣に提出する免許の申請の受理	本庁	124			全市町村
120	第3条第2項	厚生労働大臣に提出する登録事項の変更の申請の受理	本庁	71			
121	第4条第1項	厚生労働大臣に提出する登録の削除の申請の受理	本庁	1			
122	第5条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の書き換え交付申請の受理	本庁	71			
123	第6条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の再交付申請の受理	本庁	5			
124	第6条第5項	再交付後の発見に係る免許の返納の受理	本庁	0			
125	第7条第1項	厚生労働大臣に提出する削除に係る免許の返納の受理	本庁	1			
126	第7条第2項	厚生労働大臣に提出する取消処分に係る免許の返納の受理	本庁	0			

○視能訓練士法施行令

視能訓練士免許に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
127	第1条	厚生労働大臣に提出する免許の申請の受理	本庁	10			全市町村
128	第3条第2項	厚生労働大臣に提出する登録事項の変更の申請の受理	本庁	6			
129	第4条第1項	厚生労働大臣に提出する登録の削除の申請の受理	本庁	0			
130	第5条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の書き換え交付申請の受理	本庁	6			
131	第6条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の再交付申請の受理	本庁	0			
132	第6条第5項	再交付後の発見に係る免許の返納の受理	本庁	0			
133	第7条第1項	厚生労働大臣に提出する削除に係る免許の返納の受理	本庁	0			
134	第7条第2項	厚生労働大臣に提出する取消処分に係る免許の返納の受理	本庁	0			

○診療放射線技師法施行令

診療放射線技師免許に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
135	第1条の2	厚生労働大臣に提出する免許の申請の受理	本庁	16			全市町村
136	第1条の4第2項	厚生労働大臣に提出する登録事項の変更の申請の受理	本庁	5			
137	第2条第1項	厚生労働大臣に提出する登録の削除の申請の受理	本庁	0		法律上は保健所を設置する市の事務	
138	第3条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の書き換え交付申請の受理	本庁	5			
139	第4条第1項	厚生労働大臣に提出する免許の再交付申請の受理	本庁	0			

○臨床検査技師等に関する法律施行令

臨床検査技師等免許に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
140	第1条	厚生労働大臣に提出する免許の申請の受理	本庁	23			全市町村
141	第3条第2項	厚生労働大臣に提出する登録事項の変更の申請の受理	本庁	11			
142	第4条第1項	厚生労働大臣に提出する登録の削除の申請の受理	本庁	0			
143	第5条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の書き換え交付申請の受理	本庁	11			
144	第6条第2項	厚生労働大臣に提出する免許の再交付申請の受理	本庁	3			
145	第6条第5項	再交付後の発見に係る免許の返納の受理	本庁	0			
146	第7条第1項	厚生労働大臣に提出する削除に係る免許の返納の受理	本庁	0			
147	第7条第2項	厚生労働大臣に提出する取消処分に係る免許の返納の受理	本庁	0			

**保健師等免許に関する事務**

保健師等免許に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	医療政策課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
148	第1条の3第1項	厚生労働大臣に提出する免許の申請の経由	本庁	459			全市町村
149	第3条第1項	厚生労働大臣に提出する登録事項の変更の申請の経由	本庁	386			
150	第3条第2項						
151	第3条第5項						
152	第4条第1項	厚生労働大臣に提出する登録の抹消の申請の経由	本庁	0			
153	第4条第3項						
154	第5条	厚生労働大臣に提出する登録の抹消の申請の経由	本庁	0			
155	第6条第1項	厚生労働大臣に提出する免許証の書換え交付申請の経由	本庁	386			
156	第6条第4項						
157	第7条第1項	厚生労働大臣に提出する免許証の再交付申請の経由	本庁	25			
158	第7条第6項						
159	第7条第5項	再交付後の発見に係る免許証の返納の経由	本庁	0			
160	第7条第6項						
161	第8条第1項	登録抹消に係る厚生労働大臣への免許証の返納の経由	本庁	0			
162	第8条第5項						
163	第8条第3項	免許取消処分に係る厚生労働大臣への免許証の返納の経由	本庁	0			
164	第8条第5項						



## (4) 医療その他

### ○診療放射線技師法

#### 照射録の検査等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分量数	移譲に当たっての条件等	備考	
165	第28条第2項	照射録の提出・検査	本庁	0	医療に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。 (検査従事者職員には、県知事が職権を有する旨の身分証明証を発行する。)	法律上は保健所を設置する市の事務	全市町村

### ○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

#### あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等の業務に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分量数	移譲に当たっての条件等	備考	
166	第9条の2第1項	施術所の開設届出の受理	総合支庁	40	医療に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
167	第9条の2第2項	施術所の休止等の届出の受理	総合支庁	14			
168	第9条の3	出張のみの業務の届出等の受理	総合支庁	5			
169	第10条第1項	報告の要求、臨検検査	総合支庁	46			

### ○柔道整復師法

#### 柔道整復師の業務に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分量数	移譲に当たっての条件等	備考	
170	第19条第1項	施術所の届出の受理	総合支庁	27	医療に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
171	第19条第2項	施術所の休止等の届出の受理	総合支庁	14			
172	第21条第1項	報告の要求、立入検査	総合支庁	37			

### ○歯科衛生士法

#### 従事者届の受理等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分量数	移譲に当たっての条件等	備考	
173	第6条第3項	従事者届の受理	本庁	1,163			全市町村

### ○歯科技工士法

#### 従事者届の受理等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分量数	移譲に当たっての条件等	備考	
174	第6条第3項	従事者届の受理	本庁	457			全市町村
175	第8条第2項	処分の具申	本庁	0	医療に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。		